

# 水道管を凍結から守りましょう

水道管が凍結すると水が出なくなるだけでなく、破裂して漏水することがあります。宅内水道管の修理費用はお客様さまの負担となりますので、早めに防寒対策をして、冬を乗り越えましょう！

## ○水道管はあなたの財産です

メーターから宅内側の水道管とそれに接続する給湯器やトイレなどの設備はすべてあなたの財産です。水道管の凍結で漏水が発生すると、高額な水道料金や修理費用も自己負担となります。普段から気象情報を確認し、水道管を凍結から守りましょう。

## ○水道管の防寒対策

蛇口が破裂しやすいので、保温材や毛布などで図のように上側までしっかり包んでください。また、夜間冷え込みそうなときは、蛇口から細く水を流すのも良いでしょう。

## ○凍結したときは

凍った部分にタオルなどをかぶせて、ぬるま湯をゆっくりにかけてとくす。

※熱湯をかけないでください！水道管や蛇口が破裂するおそれがあります。

## ○破裂・漏水してしまったときは

①メーターボックス内の止水栓を右に回して水を止めてください。

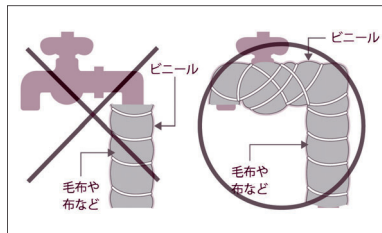
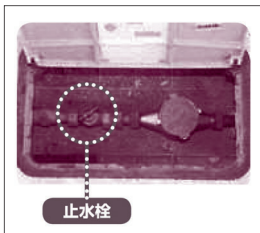
②水道業者(指定工事店)に修理を依頼してください。

## ○長期不在時は止水栓を閉めてください

長期間水道を使用しない場合には、止水栓を閉め、水抜きを行うって漏水を防止しましょう。

## (水抜きの方法)

- ①止水栓を閉める。
- ②すべての蛇口を開けて、残った水を抜いておく。
- ③蛇口から水が出なくなったら、すべての蛇口を閉める。



## お問い合わせ先

鏡野町上下水道課(担当:木多・西村) 電話(0868)54-0001

# 岡山県子ども災害見舞金

## 平成30年7月豪雨分の申請期限を延長しています!

岡山県では、自然災害により被害を受けたお子様のいらっしゃるご家庭に対し、子どものための災害見舞金を支給しています。

平成30年7月豪雨以降の岡山県内で発生した自然災害により、現にお住まいの建物が、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の水のいずれかの被害を受けた子どもがいる世帯

※「子ども」とは、被災日を基準として18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子様を指します。(平成30年7月豪雨で被災された場合は、平成12年4月2日から被災日までの間に生まれたお子様。)

## ○申請期限

平成30年7月豪雨の被災者の方は、令和2年3月31日まで延長(その他の災害によるものは、被災日から1年間)

## ○支給額

お子様一人あたり2万円(同一災害につき1回限り)

## ○申請方法

申請書に必要書類を添えて、郵送により申請してください。

申請書は市町村役場の窓口や県民局、地域事務所で配付しているほか、岡山県保健福祉部子ども家庭課のホームページからもダウンロードできます。

## 申請・お問い合わせ先

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36  
岡山県保健福祉部子ども家庭課「子ども災害見舞金」係  
電話(086)226-7874  
(8:30~17:00 年末年始・土日祝日を除く)